

1 職員数に関する状況 (各年度の4月1日現在)

部 門	職 員 数		対前年 増加数	主な増減理由等
	平成 18 年	平成 17 年		
一般行政部門	470 人	475 人	△ 5 人	事務の合理化等による減
特別行政部門	92 人	90 人	2 人	生涯学習教育等強化のための増
公営企業等会計部門	95 人	96 人	△ 1 人	
合 計	657 人	661 人	△ 4 人	

2 職員給与費関係予算 (単位：人、千円、%)

区 分	職員数 (A)	給 与 費 (予算額)			一人当り 給与費 (B/A)	
		給 料	期末・勤勉手当	その他の手当		計 (B)
18 年度	557	2,145,357	894,024	385,351	3,424,732	6,149
17 年度	562	2,179,286	907,386	449,693	3,536,365	6,292
比 較	△ 5	△ 33,929	△ 13,362	△ 64,342	△ 111,633	△ 143

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。職員数は4月1日での一般行政職。
2 職員数には、特別職(市長、助役及び収入役)を含まない。ただし教育長は含む。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間の状況 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休 息 時 間	
1日8時間 週40時間	8:30	17:15	12:15~13:00	12:00~12:15	15:00~15:15

(2) 主な休暇の種類 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

区 分	付 与 日 数 等 内 容
年次休暇	1年につき20日間、最大(繰越日を含め)40日間
病欠休暇	公務上(通勤含む)の負傷若しくは疾病…必要と認められる期間 結核性疾患または精神障害…2年の範囲内で必要と認められる期間 その他の負傷もしくは疾病…120日の範囲内で必要と認められる期間
特別休暇	結婚休暇5日、産前産後休暇8週・8週、忌引休暇1~10日、夏季休暇5日
介護休暇	同居している配偶者、父母等の介護をするため、必要と認められる期間

4 年次休暇の取得 (平成 17 年 1 月 1 日から 12 月 31 日)

対象人数 (A)	総付与日数 (B)	総取得日数 (C)	取得率 (C/B×100)	1人あたり (C/A)
646 人	25,718 日	4,262 日	16.57%	6.60 日

(注) 対象人数は、育児休業者及び退職者を除く

5 職員の研修 (平成 17 年度)

区 分		受講者数 (のべ人数)
市 主 催	階層別研修	部長・次長級、課長級、新任職員研修 92 人
	派遣研修	兵庫県企画管理部企画調整局市町振興課 1 人
		兵庫県企画管理部災害対策局災害対策課 1 人
		兵庫県淡路県民局国土整備部洲本土改良事務所 1 人
その他研修	人権研修、接遇研修 1,002 人	
自治研修所主催等	管理職、吏員、担当者、新任職員研修等 138 人	

6 職員の福祉及び利益の保護

(1) 共済組合等負担金 (平成 17 年度 対象：普通会計職員 579 人) (2) 職員健康診断等の実施状況 (平成 17 年度)

区分	共済組合負担金	職員互助会負担金	退職手当組合負担金	区 分	定期健康診断	人間ドック	子宮ガン検診	脳ドック
金額	572,560 千円	10,997 千円	375,279 千円	受診者数	420 人	220 人	47 人	26 人
1人当たり	988,877 円	18,993 円	648,150 円					

人事行政の運営状況を公表

南あわじ市の平成十七年度等における人事行政の運営状況の概要を公表します。
資料の全ては、市のホームページ及び各庁舎の総合窓口センター(中央庁舎は総務課)で閲覧できます。

総務課 ☎ 43・5001



淡路人形座をはじめ、人形後継者団体の出張公演などに役立つよう、特定非営利活動法人淡路人形芝居サポートクラブ(森紘一理事長)から九月二十九日、淡路人形協会(中田勝久理事長)へ人形芝居諸道具搬送用のトラックが贈られました。

この日、記念館横で関係者二十人が参加して贈呈式があり、森理事長から中田理事長に目録と車のキーが手渡されました。



▲人形浄瑠璃の道具運送用トラックと贈呈式関係者

淡路人形座へ走る広告塔を寄贈 淡路人形芝居サポートクラブ



▲飲酒運転撲滅を呼びかけるキャラバン隊

南あわじ市交通対策協議会(中田勝久会長)では、飲酒運転を追放しようと、十月十二日、市内一円を巡回する交通キャラバン隊を走らせ、市民に飲酒運転の撲滅を呼びかけました。

「飲酒運転絶対運動実施中」と書いた大型のマグネットシートを貼り付けた公用車や飲酒運転撲滅を呼びかける広報車など十四台が、白バイを先導に市内一円を巡回しました。

飲酒運転を追放しよう

キャラバン隊が市内を巡回

南あわじ市交通対策協議

会(中田勝久会長)では、飲

酒運転を追放しようと、十月

年金だより

国民年金保険料も社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町民税等の社会保険料控除の対象となります。
年末調整や確定申告で社会保険料控除の適用を受けるには「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を添付することが必要です。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)は社会保険庁から左表のとおり送付します。一年間に納付した国民年金保険料が明記されています。

控除証明書の送付スケジュール

対象者	証明日	被保険者への到着時期
平成 18 年 1 月 1 日～11 月 2 日までの間に、納付実績のある方	18 年 10 月 3 日	18 年 11 月頃
平成 18 年 10 月 3 日～12 月 31 日までの間に、納付を開始した方	19 年 1 月 1 日	19 年 2 月初旬

年金出張相談
▽日時 12月1日(金) 午前11時～午後3時
▽場所 南淡公民館
▽申込み 市民課
☎ 43・5023

ご家族の保険料を納付したときは
国民年金保険料の納付義務は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主や配偶者も連帯して納付する義務があります。
世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付したときは、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、ご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。
市民課 ☎ 43・5023